

<1-5> 水質汚濁に係る環境基準

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
 2 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

○河川/河川(湖沼を除く。)

類型	水素イオン濃度 (pH)	生物学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	6.5以上8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN/100mL以下
A	6.5以上8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下
B	6.5以上8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN/100mL以下
C	6.5以上8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	----
D	6.0以上8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	----
E	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L以上	----

備考1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2 農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO 5 mg/L以上とする。

類型	全亜鉛	類型	全亜鉛
生物 A	0.03mg/L以下	生物 B	0.03mg/L以下
生物特 A	0.03mg/L以下	生物特 B	0.03mg/L以下

備考 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

○湖沼(県内に湖沼の環境基準当てはめ水域がないので、省略します。)

○海域

項目 類型	基準値				
	pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質
A	7.8以上8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと。
B	7.8以上8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	----	検出されないこと。
C	7.0以上8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	----	----

備考 生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100mL以下とする。

類型	全窒素	全りん	類型	全窒素	全りん
I	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下	III	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
II	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下	IV	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

備考 基準値は年間平均値とする。

類型	全亜鉛
生物 A	0.02mg/L以下
生物特 A	0.01mg/L以下

〈1-6〉地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
ヒ素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
P C B	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下

備考 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

〈1-7〉公共用水域の環境基準の類型の指定状況

(1) 河川

地区	水域(範囲)	該当類型	達成期間	暫定目標	地区	水域(範囲)	該当類型	達成期間	暫定目標
東 讃	馬宿川(全域)、湊川(全域)、 与田川(全域)	A	イ	—	中 讃	青海川(全域)、綾川(全域)、 土器川(全域)、金倉川(全域)、 弘田川(全域)	A	イ	—
	津田川(全域) 鴨部川(全域)		ロ	—		大東川上流(宇多津町水道取水 口より上流)、桜川(全域)		B	ロ
	弁天川(全域) 番屋川(全域)	C	イ	—			大東川下流(宇多津町水道取水 口より下流)		C
高 松	香東川上流(岩崎橋より上流)、 本津川上流(国分寺町第一水道 取水口より上流)	A	イ	—	西 讃	西汐入川(全域)	E	イ	—
	香東川下流(岩崎橋より下流)、 本津川下流(国分寺町第一水道 取水口より下流)	B	イ	—		財田川上流(祇園橋より上流)	A	イ	—
	牟礼川(全域)、春日川(全域)、 新川(全域)		ロ	—	財田川下流(祇園橋より下流)	B	イ	—	
	相引川(全域)	D	ロ	—	高瀬川(全域)、柞田川(全域)		ロ	—	
	詰田川(潮止水門より上流)、 摺鉢谷川(全域)	E	ハ	20	小 豆	一の谷川(全域)	D	ロ	—
	御坊川(全域)			80		伝法川(殿川合流点より下流 (殿川を含む))、 安田大川(全域)	B	イ	—
	杣場川(全域)			60					

備考 1 達成期間の分類は次のとおりとする。 イ:直ちに達成 ロ:5年以内で可及的速やかに達成 ハ:5年を超える期間で可及的速やかに達成
2 暫定目標の数字はBOD値で、単位はmg/Lである。

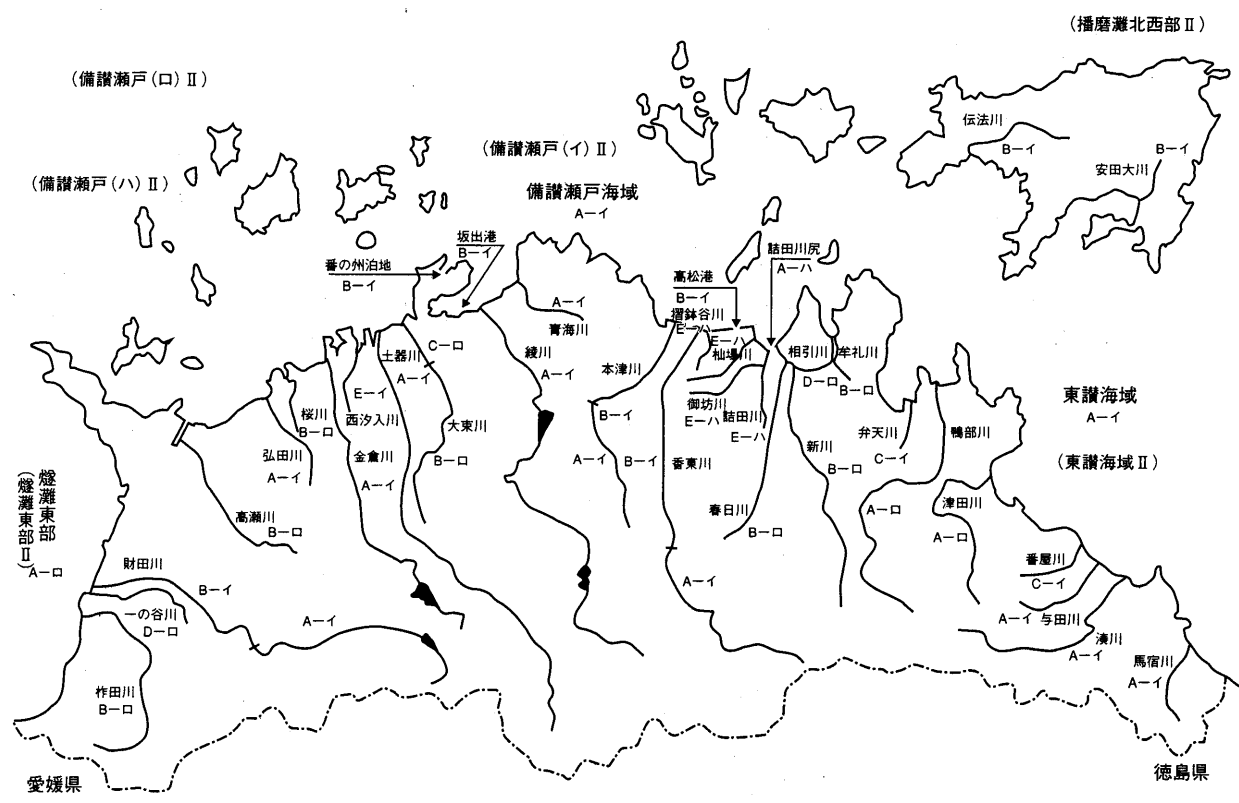
(2) 海域

〇COD

水 域	該当類型	達 成 期 間
東讃海域、備讃瀬戸	A	直ちに達成
番の州泊地、坂出港、高松港	B	
詰田川尻	A	5年以内で可及的速やかに達成
燧灘東部	A	5年を超える期間で可及的速やかに達成

〇全窒素・全りん

水 域	該当類型	達 成 期 間
東讃海域 備讃瀬戸(イ)、備讃瀬戸(ロ)、備讃瀬戸(ハ) 燧灘東部	海域Ⅱ	直ちに達成する。



備考	イ：直ちに達成
	ロ：5年以内で可及的速やかに達成
	ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成
	()：海域の全窒素・全リンに係わる環境基準の水域類型の指定状況

〈1-8〉水質汚濁防止法による排水基準（一律排水基準）

○有害物質

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.1mg/L	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
シアン化合物	シアン1mg/L	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
有機りん化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルシメトン及びEPNIに限る。)	1mg/L	チウラム	0.06mg/L
		シマジン	0.03mg/L
		チオベンカルブ	0.2mg/L
		ベンゼン	0.1mg/L
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/L	セレン及びその化合物	セレン0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム0.5mg/L	ほう素及びその化合物	海域に排出されるもの ほう素230mg/L 海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素10mg/L
ひ素及びその化合物	ひ素0.1mg/L		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/L		
アルキル水銀化合物	検出されないこと		
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの ふっ素15mg/L 海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素8mg/L
トリクロロエチレン	0.3mg/L		
テトラクロロエチレン	0.1mg/L		
ジクロロメタン	0.2mg/L		
四塩化炭素	0.02mg/L		
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L		
1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/L	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L		
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L		

備考 ひ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

○生活環境項目等

項目	許容限度	項目	許容限度
水素イオン濃度	海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下	フェノール類含有量	5mg/L
		銅含有量	3mg/L
	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下	亜鉛含有量	2mg/L
		溶解性鉄含有量	10mg/L
生物化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）	溶解性マンガン含有量	10mg/L
化学的酸素要求量	160mg/L（日間平均120mg/L）	クロム含有量	2mg/L
浮遊物質	200mg/L（日間平均150mg/L）	大腸菌群数	日間平均3,000個/cm ³
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	5mg/L	窒素含有量	120mg/L （日間平均60mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	30mg/L	りん含有量	16mg/L （日間平均8mg/L）

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1Lにつき9,000mgを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 りん含有量についての排水基準は、りんが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。